

学校感染症による出席停止

学校保健安全法により、次の表の疾患は、学校感染症として定められています。

学校保健安全法施行規則一部改正による（平成24年4月1日より施行）

第一種	第二種	第三種
エボラ出血熱	インフルエンザ(鳥インフ	コレラ
クリミア・コンゴ出血熱	ルエンザH5N1及び新型	細菌性赤痢
痘そう	インフルエンザ等感染症を	腸管出血性大腸菌感染症
南米出血熱	除く)	腸チフス
ペスト	百日咳	パラチフス
マールブルグ病	麻疹(はしか)	流行性角結膜炎
ラッサ熱	流行性耳下腺炎(おたふく	急性出血性結膜炎
急性灰白髄炎(ポリオ)	かぜ)	その他の感染症
ジフテリア	風疹(三日ばしか)	
重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウ	水痘(水ぼうそう)	
イルスに限る)	咽頭結膜熱(プール熱)	
鳥インフルエンザ(インフルエンザAウ	結核	
イルスH5N1型に限る)	髄膜炎菌性髄膜炎	
新型インフルエンザ等感染症		
指定感染症及び新感染症		

感染症の蔓延を防ぐために、これらの疾患にかかっている場合、またはかかっている疑いがある場合は、「出席停止」の対象となります。医療機関において診断された場合は、直ちに学校へ連絡をしてください。

医師より「感染の恐れがなくなったので、登校してかまわない」という診断を受けたら、K S Lに記載されている「登校許可証」を点線で切り取り（または桐ヶ丘高校ホームページよりダウンロードできます）、病院で記入していただきましょう。登校したら、すぐに担任の先生へ登校許可証を提出してください。

なお、「出席停止」は、欠課時数・欠席日数には数えられません。